

— お知らせ —

令和元年7月8日(月)
国土交通省関東地方整備局
千葉国道事務所
東日本高速道路株式会社関東支社
千葉工事事務所

首都圏中央連絡自動車道

「大栄JCT～松尾横芝IC」間の土地収用法に基づく
事業認定の告示がされましたのでお知らせします。

首都圏中央連絡自動車道「大栄JCT～松尾横芝IC」間について、本日、土地収用法に基づく事業認定の告示がされましたのでお知らせします。

なお、詳細については、下記(国土交通省ホームページ)よりご確認ください。

(国土交通省ホームページ)

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/land_expropriation/approval.html

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所 電話:043-287-0311(代)

副所長 うえだ しんや 上田 信也 工務課長 つるが あきひと 敦賀 昭仁

東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所 電話:043-350-3321(代)

副所長 あべ きみひろ 阿部 公博 工務課長 かねこ ひろし 金子 博